

県立磯子工業高等学校の施設の利用について

1 本校の体育施設開放施設は、次のとおりです。

利用施設 : グラウンド

利用日 : 各月の日曜日のうち1日

利用時間 : 13:00~17:00 (準備・グラウンド整備・片づけに要する時間も含まれます。)

2 利用条件

スポーツ活動を目的とする、県内居住者または在勤者5人以上で利用する団体

なお、申込内容に反する利用・その他施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用のような場合は、利用承認後であっても利用をお断りします。

3 申込方法

(1) 登録

新規団体は、「利用者名簿」(様式5)を提出してください。既に前年度に登録がお済みの団体についても、前年度3月15日(3月15日が土日祝日にあたる場合はその前日平日)までに「利用者名簿」(様式5)の提出をしてください。

*「利用者名簿」(様式5)は、団体名、利用競技種目、代表者氏名・住所・電話番号、連絡責任者氏名・電話番号、利用者氏名(代表者及び連絡責任者以外は氏名のみで可)をご記入ください。フォーマットが事務室にありますが、必要事項が記入されていれば、他の形式でも可能です。

(2) 毎月の利用申し込み

利用希望月の前月15日(15日が土日祝日にあたる場合はその前日平日)までに「施設利用申込書」(様式1)を学校事務室まで提出してください。郵送・FAXでの申し込みも可能です。なお、利用人数は「利用者名簿」(様式5)に記載の人数以内となりますので、利用者の変更があった場合は、「利用者名簿」(様式5)を再提出してください。

(3) 利用承認の確認

複数の団体から申込みがあった場合、抽選で利用承認団体を決定します。利用希望月の前月23日以降に、利用が承認された団体のみ学校から電話連絡します。利用承認の連絡を受けた後に、「施設利用承認書」(様式2)を学校に取りに来られるか、返信用封筒をご用意いただく等して開放日直近の平日までに利用承認書を受領してください。

※承認された後、やむを得ず利用できなくなった(キャンセルする)場合には、すみやかに学校事務室に御連絡ください。連絡なく利用がなかった場合又は利用日の5日前以降にキャンセルした場合は、キャンセル日の翌日以降の利用を制限します。

※承認書を交付した後も天候等(雨天の場合や、雨天後のグラウンド利用により、利用前の状態に戻せないような場合等)やむを得ない理由により施設が利用できなくなることがあります。あらかじめご了承ください。また、グラウンド利用中に雷が鳴った場合は、ただちに利用を中止してください。

4 利用当日

(1) 利用前に「施設利用承認書」(様式2)を学校施設管理員(事務室)に提示してください。提示した「施設利用承認書」(様式2)はお持ち帰りください。(提出の必要はありません)

(2) 利用終了時には「施設利用日誌」(様式6)を記入し、学校施設管理員(事務室)へ提出してください。

5 守っていただきたいこと

- (1) 利用承認を受けた施設以外の施設には立ち入らないでください。
- (2) トイレは部室棟のトイレを利用してください。
- (3) ごみは必ず各自で持ち帰ってください。
- (4) 校内での車両の通行は安全に留意し、所定の場所に駐車してください。
- (5) 学校敷地内は全面禁煙です。
- (6) グラウンド利用上の注意について
 - ・ライン引き及びグラウンド整備用の用具は学校に備え付けています。その他の用具は自ら準備してください。
 - ・利用が終了したときには、倉庫に備え付けの整備用具を使用してグラウンドを利用前の状態に復した事を利用責任者が確認してください。
- (7) 利用中の事故等について
 - ・利用にあたって利用責任者は、事故のないよう責任をもって安全に努めていただきますが、万一利用中に事故が生じた場合は、すみやかに学校に報告のうえ、利用者の責任で処理してください。利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。児童・生徒が利用する場合、利用責任者は学校施設への行き帰りに関しても安全策を講じてください。
 - ・利用中に異常な状態に気づいたときには、すみやかに警察等の関係機関に連絡してください。警察 110 番や消防 119 番に連絡した場合や、その他必要と考えられる場合には学校に報告してください。
(「施設利用日誌」(様式6)への記入、学校施設管理員に連絡など、緊急連絡先を参照)
- (8) 施設等の破損または滅失について
 - ・利用中に施設・設備・物品等を破損もしくは滅失したときは、すみやかに学校施設管理員(事務室)に連絡し、「施設・設備破損届」(様式3)を提出してください。
 - ・利用者が施設・設備・物品等を破損もしくは滅失したときは、これをすみやかに現状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- (9) AED について
 - ・自動体外式除細動器(AED)は事務室前に設置されており、心肺停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけます。
 - ・施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。

6 緊急の場合の連絡先

- 警察署 110 番
- 消防署 119 番
- 病院紹介 横浜市救急医療情報センター #7119 又は 045-232-7119

※110 番や 119 番に連絡した場合や、その他必要と考えられる場合は、必ず学校施設管理員もしくは学校職員に連絡をしてください。

〈連絡先〉〒235-0023 横浜市磯子区森 5-24-1

神奈川県立磯子工業高等学校

TEL 045-761-0251

FAX 045-754-3171